様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

船橋市長 あて

提出者

住 所 千葉県香取郡多古町多古591番地

氏 名 鎌形建設株式会社

代表取締役 鎌形 憲一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-76-2225

船橋市 収受 -6.6.11 廃棄物指導課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鎌形建設株式会社
事業場の所在地	千葉県香取郡多古町多古591番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	37.76 億円（令和4年度 完成工事高）
③従業員数	77 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添１ 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図） 別添２　管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	－
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組） 作業所：分別の強化及び梱包の簡素化、木製パレットの再利用、カタログ類のデータ利用推奨 総務部：コピー用紙の裏紙使用推進活動、文房具の再利用 データ利用による印刷削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	－
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 各取組の継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類：混合産業廃棄物にならないように、専用コンテナを設置する。 工事敷地に余裕がある場合は、トンパックコンテナを複数設置し分別をする。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各取組の継続		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	― t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	― t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	― t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	― t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者利用の推進、再生委託業者利用の推進		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙集計表のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
各取組の継続</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別添１ 処理工程図

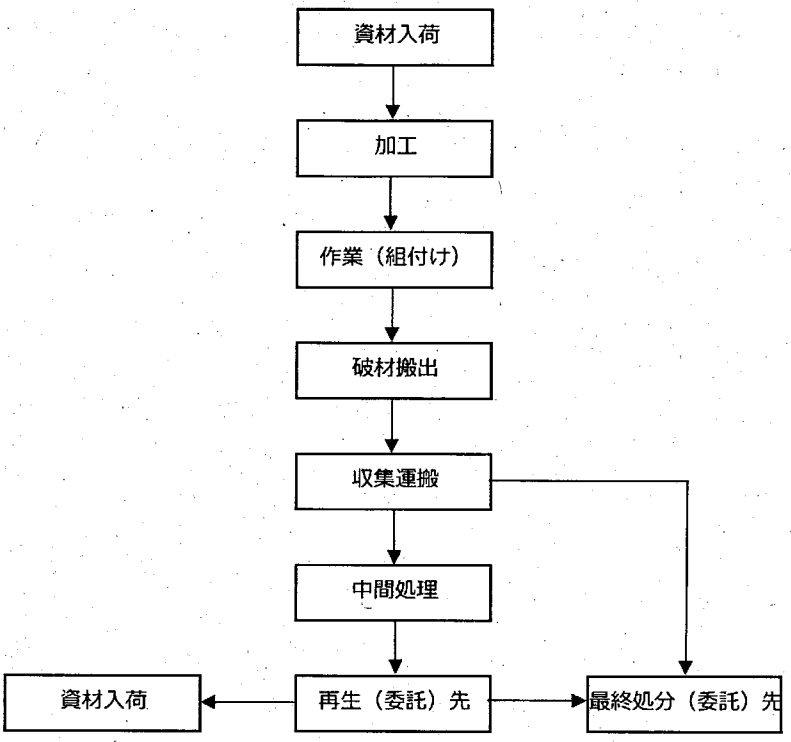

・汚泥
・廃アルカリ
・廃プラスチック類
・ガラス・コンクリート・陶磁器くず
・がれき類（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊）
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・金属くず
・廃石膏ボード
・建設混合廃棄物（管理型混合廃棄物、安定型混合廃棄物）
・がれき類（石綿含有）
・廃プラスチック（石綿含有）
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）（非飛散性）
・水銀使用製品

別添２ 管理体制図

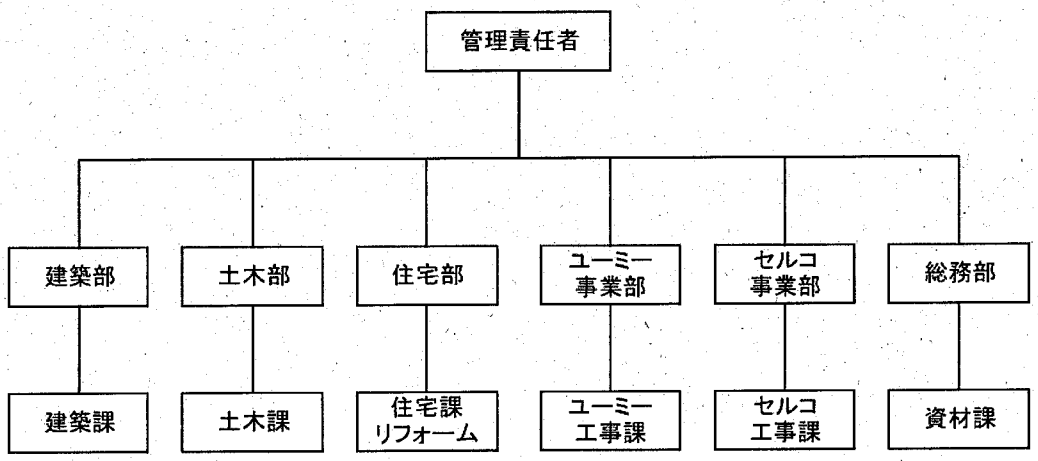
管理責任者
建築部
土木部
住宅部
ユーミー事業部
セルコ事業部
総務部
建築課
土木課
住宅課リフォーム
ユーミー工事課
セルコ工事課
資材課

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量（目標）

単位：トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	2,348.50	2,113.65	—	—	—	—	—	—	—	—	2,348.50	2,113.65	0.00	0.00	2,348.50	2,113.65	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	9.00	8.10	—	—	—	—	—	—	—	—	9.00	8.10	8.23	7.41	9.00	8.10	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	0.23	0.21	—	—	—	—	—	—	—	—	0.23	0.21	0.00	0.00	0.23	0.21	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	34.76	31.28	—	—	—	—	—	—	—	—	34.76	31.28	30.45	27.41	34.76	31.28	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	661.02	594.92	—	—	—	—	—	—	—	—	661.02	594.92	12.58	11.32	524.12	471.71	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	0.72	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	0.65	0.00	0.00	0.72	0.65	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	132.00	118.80	—	—	—	—	—	—	—	—	132.00	118.80	129.80	116.82	132.00	118.80	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	57.98	52.18	—	—	—	—	—	—	—	—	57.98	52.18	57.46	51.71	57.98	52.18	0.00	0.00	0.00	0.00
その他石綿含有産業廃棄物	6.00	5.40	—	—	—	—	—	—	—	—	6.00	5.40	6.00	5.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	3,250.21	2,925.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,250.21	2,925.19	244.52	220.07	3,107.31	2,796.58	0.00	0.00	0.00	0.00